二　第二十二条の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）	
三　第二十二条の二第四項第七号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	
四　第二十二条の二第四項第八号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に係るものに限る。）	
五　第二十二条の二第九項第二号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	
六　第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務	
七　第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）	

（農業協同組合法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第十三号
二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十七条の二第一項ただし書
三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十七号
四　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三条第一項ただし書
五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第十三号
六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第二項第三号
七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十八号
八　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号
九　保険業法（平成七年法律第百五号）第九十八条第一項第八号
十　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十六号
十一　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項第十八号
（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第五条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第十三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第六条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「市町村は」を「市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第五項各号に掲げる事項を定めた市町村を除く。以下この条及び次条において同じ。）は」に改め、同条第五項中「従い、」の下に「かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第六項の環境省令で定める基準に適合するように」を加え、同条第十項中「（平成十年法律第百十七号）第二十一条第三項」を「第二十一条第一項」に、「指定都市等」を「地方公共団体実行計画に同条第三項各号に掲げる事項を定めた市町村」に改める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第五項の規定は、この法律の施行後に定められる農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第二項第二号に掲げる区域について適用し、この法律の施行前に定められた同号に掲げる区域については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政　令

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二日

内閣総理大臣　菅　　義偉

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百六十一号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。